

沿岸広域振興局長告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年4月3日

沿岸広域振興局長 村上 聡

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100181	医療法人楽山会	はまゆりヘルパーステーション訪問介護部	釜石市小佐野町三丁目9番1号	令和8年3月31日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100199	医療法人楽山会	はまゆりヘルパーステーション訪問入浴部	釜石市小佐野町三丁目9番1号	令和8年3月31日
0371100272	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	釜石市社協指定訪問入浴介護事業所	釜石市大渡町三丁目15番26号	〃